

10月分からの
児童手当の制度改正(対象拡充)について

【拡充内容】	現行制度(～令和6年9月)	拡充後(令和6年10月～)
支給 対象児童	中学校卒業 (15歳到達後最初の年度末)まで	高校卒業年代 (18歳到達後最初の年度末)まで
所得制限	あり ・所得制限以上で特例給付(月額5,000円) ・所得上限以上で御代田町独自の特別手当(月額5,000円)	なし (所得制限撤廃)
第3子以降 加算額 (多子加算)	月額15,000円	月額30,000円
第3子以降 加算 カウント方法	高校卒業年代 (18歳到達後最初の年度末) までの子の数	22歳到達後最初の年度末 (4年制大学卒業年代)までの子の数 ※お子さまを養育していればカウント対 象になります。
支払月	4カ月ごとに支給(2・6・10月)	2カ月ごとに支給(偶数月) ※初回支給は令和6年(2024年)12月です。

令和6年10月分より、表のとおり児童手当の支給対象が拡充されます。

新たに受給対象となる方の
申請について

制度改正によって新たに受給者となる方は申請が必要になります。

申請開始日や申請方法については、ご案内を8月～9月ごろに送付する予定です。また、今後広報やまゆりや町のホームページでもご案内しますので、ご確認をお願いします。

特別手当受給者の方

所得制限の撤廃により、これまで町独自の特別手当を受給されていた方は、改めて児童手当の申請が必要になります。対象の方にはご案内を8月～9月ごろに送付する予定です。

問い合わせ先

町民課 とも係
(32) 3114

ルールを守ってきれいに使おう
地域みんなのごみ集積所

決められた収集日の
ごみ出しを
徹底してください

ごみ集積所では、生ごみ(月・木曜日)、プラスチック容器包装(火曜日)、不燃ごみ(水曜日)、可燃ごみ(金曜日)と曜日ごとに決められたごみを収集しており、町民の皆さまには収集日に合わせてごみ出しをお願いしています。しかし、決められた収集日以外のごみが出されていることがあります。



扉が外れてしまった集積所

別のごみを出されてしまうと、収集するときに取り残しなどが発生し、収集業務が困難となります。決められた収集日のごみ出しを徹底してください。

ごみ袋はごみ集積所の
奥から置いてください

ごみ集積所の扉付近にごみ袋が置かれてしまい、そのことが原因でごみ集積所の扉が外れてしまうことが多くあります。

扉が開けづらくなるなど、ごみ集積所が傷む原因にもなりますので、ごみ袋はごみ集積所の奥から置いてください。地域の皆さまで利用・管理するごみ集積所、利用者一人ひとりの心がけが大切です。

問い合わせ先

町民課環境衛生係
(32) 3114

「みよたメール配信サービス」
登録2次元コード
詳しくは「暮らしのカレンダー(裏表紙)」をご覧ください。



8月納期の主な町税・使用料など(納期限までに納めましょう)

- 町県民税(2期分)
- 国民健康保険税(3期分)
- 後期高齢者医療保険料(2期分)
- 介護保険料(2期分)
- 保育料(8月分)
- 町営住宅使用料(8月分)
- 上水道使用料(8月期分)
(大口7月使用分、一般6・7月使用分)
- 下水道使用料(8月期分)
(大口7月使用分、一般6・7月使用分)
- 農集排水使用料(8月期分)
(4・5月使用分)
- 個別排水利用料(8月期分)
(6・7月使用分)

納期限

9/2 月曜日

残さず食べよう！

30・10(さんまるいちまる)運動

長野県は、全国の中でもトップクラスで1人1日当たりのごみ排出量(一般廃棄物量)が少ない県ですが、更なるごみ減量は、この美しい自然を次世代へと引継ぐためにも重要な課題となっています。

食べ残しが多いといわれている「宴会の料理」。誰でも

できるごみ減量の取り組みのひとつが食べ残しをしないこと。

食べ残しを減らすために、「最初の30分間と最後の10分間」は自分の席についてお料理を楽しみ、「たべきり」で気持ちのいい宴会にしましょう！

● お盆中のごみ収集日程 ●

収集日に気をつけて正しくごみを出しましょう。

8/10	8/11 山の日	8/12 振替休日	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17
土	日	月	火	水	木	金	土
井戸沢 開場	休み	生ごみ	休み	休み	休み	可燃ごみ	井戸沢 開場

飲食店、宿泊施設、食料品販売関連事業者の皆さまへ
「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」
協力店に登録しませんか？

食品ロス削減のための取り組みを行ってくださるお店を、県が協力店として登録しています。宴会で食べ残しをしないよう呼びかけていただく「30・10運動」も、取り組みの一つになります。

心を込めて作ったお料理をお客さまに残さないで召しあがっていただくために、協力店に登録しませんか？

登録いただきますと、長野県魅力発信ブログ「えこすた(Eco Style)信州！」に情報を掲載させていただきます。

お申し込みは長野県環境部資源循環推進課または佐久地域振興局環境・廃棄物対策課までご連絡ください。

「町内の事業者の方へ」
長野県の移住支援金マッチングサイトに
求人掲載する企業等を募集しています

町では、東京圏(埼玉、千葉県、東京都および神奈川県)、愛知県または大阪府から県内に移住し、県が開設・運営するマッチングサイトに掲載する求人に応募して採用された方に、移住支援金を支給する制度を実施しています。県では、このマッチングサイトに求人情報を掲載する企業等を随時募集しています。

求人掲載のメリット

- 掲載料無料
- 民間求人サイトと連携し、広く情報発信をしているため、御代田町への移住を検討している都市部人材の採用に結び付けられます。

移住者の方にとっての

メリット

- 当サイト掲載企業へ就職することで、町が実施する「御代田町U・J・ターン就業・創業移住支援金事業補助金」の「マッチングサイト関係の就職」要件を満たすことができます。

※補助金の申請には、他にも必要な要件があります。詳しくは町のホームページをご確認ください。



その他

(各種要件、申請方法等)対象法人等の要件や、求人の要件、申請方法など、詳細は長野県ホームページをご確認ください。
ぜひ求人掲載をご検討ください。



問い合わせ先

産業経済課商工観光係
(32) 3113